

所得税の見直し〔平成30年度改正〕（令和2年1月施行）

- 働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、骨太の方針・与党大綱を踏まえ、見直し。
- 所得税は家計に直結する税制。負担の急激な変動を避けるとともに、子育て世帯等に配慮。また、準備期間を十分に確保するため、令和2年(2020年)1月から施行。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

(2) 給与850万円超の者の給与所得控除を引下げ（子育て世帯等に配慮）

(3) 年金1,000万円超 又は 年金以外の所得1,000万円超の者の公的年金等控除を引下げ

(4) 基礎控除を逡減・消失（所得2,400万円超から逡減、2,500万円超で消失）